令和７年度介護サービス事業者集団指導

｢運営指導における主な指導事項等｣ナレーション原稿

**サービス名：「通所リハビリテーション」**

**第１スライド**

　｢通所リハビリテーション｣事業所の皆様こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方には、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。

　この運営指導は、介護サービス事業者等の育成、支援を目的として定期的に行うもので、いわゆる｢監査｣とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これからご説明する｢主な指導事項｣は、昨年度運営指導を行った際に比較的多く見受けられた指導事項等です。これらについて具体的に見ていきます。

　それでは、始めます。

**第２スライド**

最初に、「通所リハビリテーションの提供について」です。

　医師が利用者に対して３月以上の通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断した時は、リハビリテーション計画書に継続利用が必要な理由等を明確に記載し、本人・家族に説明してください。

**第３スライド**

次に「リハビリテーションマネジメント加算」です。

理学療法士等が居宅を訪問した時に、居宅サービス事業者の従業者、または利用者の家族に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点などの情報を伝達したことを明確に記録してください。

**第４スライド (最終スライド)**

最後に「サービス提供体制強化加算」です。

算定に際しては、福祉事務所が示す様式に基づき、毎年度必要な計算書を作成してください。また、各割合が加算要件を充足していることを継続的に把握してください。

運営指導では、実配置人員数を根拠としていた事例が散見されましたが、職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法となりますのでご注意ください。

　以上が、運営指導における主な指導事項です。皆様振り返っていかがでしょうか？ご自身の事業所に該当する項目はありませんでしたか？もし、該当する項目があれば、改善をお願いします。動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。